

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人父については、妻子との間に別離が生じたことを考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人母については、自身の適応障害、乳幼児（申立外）を連れての避難であったこと及び適応障害である子2名（申立人）の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成27年6月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人子2名については、適応障害に起因して不登校になったこと等を考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア. 申立人X1について

精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）

期間：平成23年4月1日から平成28年6月30日まで

1, 890, 000円

イ. 申立人X2について

精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）

期間：平成27年6月1日から平成28年6月30日まで

390, 000円

ウ. 申立人X3について

精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）

期間：平成23年4月1日から平成28年6月30日まで

1, 890, 000円

エ. 申立人X4について

精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分）

期間：平成23年4月1日から平成28年6月30日まで

1, 890, 000円

2 和解金額

- (1) 被申立人は、前項アの損害項目及び期間に対する和解金として、申立人X1に対して金1,890,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被申立人は、前項イの損害項目及び期間に対する和解金として、申立人X2に対して金390,000円の支払義務があることを認める。
- (3) 被申立人は、前項ウの損害項目及び期間に対する和解金として、申立人X3に対して金1,890,000円の支払義務があることを認める。
- (4) 被申立人は、前項エの損害項目及び期間に対する和解金として、申立人X4に対して金1,890,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年3月17日

(仲介委員 小島 衛)